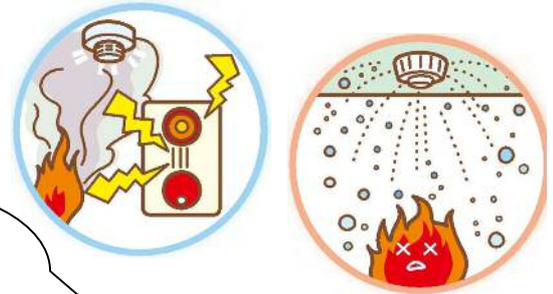


既存建築物にテナントとして入店を予定されている方へ

消防署で事前相談 しましょう

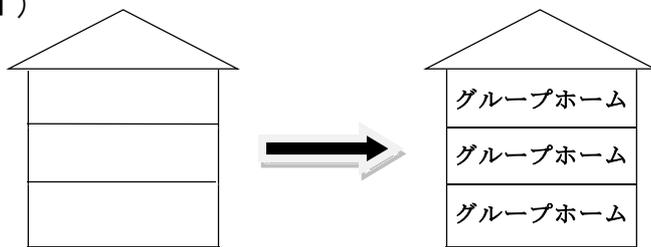


既存の建物に新たにテナントとして入店し、営業をはじめると、その建物に消防用設備等を追加で設置しなければならない場合があります。

消防用設備等の中には、設置に関して **多くの費用負担**が必要となるものもあります。

テナント入店で消防法違反に!?

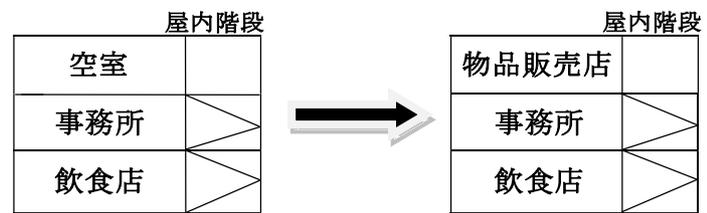
(例 1)



3階建て戸建て住宅(空家)

・消火器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備などの設置が必要となる場合があります。

(例 2)



・自動火災報知設備、誘導灯などの設置が必要となる場合があります。

【お問い合わせ先】

建物所在区域	管轄消防署・担当課	所在地	電話番号
川崎市川崎区 <small>※管轄区域は電話にて御確認ください。</small>	臨港消防署予防課	川崎区池上新町 3-1-5	044(299)0119
	川崎消防署予防課	川崎区南町 20-7	044(223)0119
川崎市幸区	幸消防署予防課	幸区戸手 2-12-1	044(511)0119
川崎市中原区	中原消防署予防課	中原区新丸子東 3-1175-1	044(411)0119
川崎市高津区	高津消防署予防課	高津区二子 5-14-5	044(811)0119
川崎市宮前区	宮前消防署予防課	宮前区宮前平 2-20-4	044(852)0119
川崎市多摩区	多摩消防署予防課	多摩区柘形 2-6-1	044(933)0119
川崎市麻生区	麻生消防署予防課	麻生区万福寺 1-5-4	044(951)0119